

四日市市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則及び四日市市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月23日

四日市市長 田中俊行

四日市市規則第16号

四日市市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則及び四日市市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

第1条 四日市市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和62年四日市市規則第11号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(<u>等級別基準職務</u>)</p> <p>第3条 条例<u>別表第3</u>に規定する規則で定める職は、別表第1に定めるとおりとする。</p>	<p>(<u>級別職務分類</u>)</p> <p>第3条 条例第5条の2第3項に規定する職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第1に定めるとおりとし、同表に掲げる職務とその内容、困難及び責任の度が同程度の職務は、それぞれの職務の級に分類されるものとする。</p>

改正後	
別表第1（第3条関係）	
<u>等級別基準職務表（行政職給料表及び医療職給料表）</u>	
職務の級	基準となる職務
9級	(1) 市長の事務部局の部長、理事、危機管理監及び会計管理者の職務 (2) 及び(3) (略) (4) 教育委員会の事務部局の副教育長、 <u>教育監及び理事</u> の職務

	(5)から(7)まで (略)
8 級	<p>(1) 市長の事務部局の次長、社会福祉事務所長、保健所長、保健所副所長、人権行政監、法令遵守推進監、検査監、廃棄物対策監及び治水対策監の職務</p> <p>(2)から(4)まで (略)</p> <p>(5) 市長、議会、選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会の事務部局並びに教育委員会の事務部局及び教育機関（以下「市長部局等」という。）並びに消防部局の参事の職務</p>
7 級	<p>(1) 市長の事務部局の課長、<u>危機管理室長、東京事務所長、職員研修所長、検査室長、人権センター所長、地区市民センター館長、あさけプラザ館長、臨時福祉給付金室長、食品衛生検査所長、あけぼの学園長、四日市公害と環境未来館長及び副館長並びに会計管理室長の職務</u></p> <p>(2)及び(3) (略)</p> <p>(4) 教育委員会の事務部局の課長、<u>図書館長及び博物館副館長の職務</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 公平委員会の事務部局の事務局長の職務</p> <p>(7) 消防部局の消防署長、課長及び分署長の職務</p> <p>(8) 市長の<u>事務部局の政策推進監、事業調整監、同和行政推進監及び地域調整監並びに教育委員会の事務部局及び消防部局の政策推進監及び同和行政推進監の職務</u></p> <p>(9) 市長部局等及び消防部局の副参事の職務</p>
6 級	<p>(1) 市長の事務部局の課（室・所・場）長補佐、<u>グループリーダー、中核市推進室長、人権プラザ館長、総合会館長、市民・消費生活相談室長、多文化共生推進室長、男女共同参画センター所長、市民窓口サービスセンター所長、三重北勢健康増進センター館長、保険料収納室長、青少年育成室長、家庭児童相談室長、発達総合支援室長、保育園長、食肉センター場長、食肉地方卸売市場長、農業センター所長、廃棄物対策室長、清掃事業所長、北大谷斎場長及び公共交通推進室長の職務</u></p>

	<p>(2)及び(3) (略)</p> <p>(4) 教育委員会の事務部局の課長補佐、<u>グループリーダー、博物館副館長補佐及び幼稚園長の職務</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 消防部局の消防署副署長、<u>課(室)長補佐、救命救急室長及び防災教育センター所長の職務</u></p> <p>(7) 市長部局等及び消防部局の<u>副所(館・園)長及び課(室・所・場・館・園・局・署・分署)付主幹の職務</u></p>
5 級	<p>(1) 市長の事務部局の困難な業務を分掌する係長、主任、<u>地域主任及び主任保育士の職務</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 教育委員会の事務部局及び教育機関の困難な業務を分掌する係長<u>及び指導主事の職務</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 市長部局等及び消防部局の困難な業務を分掌する主幹<u>及び主任の職務</u></p> <p>(6) 市長部局等及び消防部局の<u>主査及び技能士の職務</u></p>
4 級	<p>(1) 市長の事務部局の係長、<u>地域主任</u>及び主任保育士の職務</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 教育委員会の事務部局及び教育機関の係長<u>及び指導主事の職務</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 市長部局等及び消防部局の主幹<u>及び主任の職務</u></p> <p>(6) 市長部局等及び消防部局の<u>副主査及び技能士補の職務</u></p>
3 級	市長部局等及び消防部局の副主幹 <u>及び副主任の職務</u>

改正前	
別表第 1 (第 3 条関係)	
級別職務分類表 (医師及び歯科医師を除く。)	
職務の級	標準的な職務

9 級	<p>(1) 市長の事務部局の部長、理事、危機管理監、<u>会計管理者及び市長が指定する職の職務</u></p> <p>(2) 及び(3) (略)</p> <p>(4) 教育委員会の事務部局の<u>理事、副教育長及び教育監の職務並びに教育長が指定する職の職務</u></p> <p>(5) から(7)まで (略)</p>
8 級	<p>(1) 市長の事務部局の<u>部の次長</u>、社会福祉事務所長、保健所長、保健所副所長、人権行政監、法令遵守推進監、検査監、廃棄物対策監及び治水対策監</p> <p>(2) から(4)まで (略)</p> <p>(5) 市長、議会、選挙管理委員会、監査委員<u>並びに農業委員会の事務部局並びに教育委員会の事務部局及び教育機関</u>（以下「市長部局等」という。）並びに消防部局の<u>参事並びにこれに相当する職の職務</u></p>
7 級	<p>(1) 市長の事務部局の課（室）<u>長</u>、<u>市長部局等の副参事のうち市長が指定する職の職務</u>、東京事務所長、地区市民センター館長、<u>三重北勢健康増進センター館長</u>、<u>四日市公害と環境未来館長及び副館長並びに会計管理室長並びにこれに相当する職の職務</u></p> <p>(2) 及び(3) (略)</p> <p>(4) 教育委員会の事務部局の課（室）<u>長</u>、<u>教育機関の長</u>、博物館副館長及び<u>これに相当する職の職務</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 公平委員会の事務局の<u>事務局長の職務</u></p> <p>(7) 消防部局の消防署長、課長及び<u>これに相当する職の職務</u></p> <p>(8) 市長部局等の政策推進監、事業調整監、同和行政推進監、<u>地域調整監及び副参事並びに消防部局の政策推進監、同和行政推進監及び副参事並びにこれに相当する職の職務</u></p>
6 級	<p>(1) 市長の事務部局の課（室）<u>長補佐</u>、<u>保育園長及び清掃事業所長並びにこれに相当する職の職務</u></p> <p>(2) 及び(3) (略)</p>

	<p>(4) 教育委員会の事務部局の課 <u>(室) 長補佐、教育機関の長の補佐、幼稚園長及びこれに相当する職</u>の職務</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 消防部局の消防署副署 <u>(所) 長及び課 (室) 長補佐</u>の職務</p> <p>(7) 市長部局等及び消防部局の課 (室・所・場・館・園・署・分署) 付主幹<u>並びにこれに相当する職</u>の職務</p>
5 級	<p>(1) 市長の事務部局の困難な業務を分掌する係長、<u>身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、老人福祉指導主事及び主任保育士並びにこれに相当する職</u>の職務</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 教育委員会の事務部局及び教育機関の困難な業務を分掌する係長<u>並びに指導主事</u>の職務</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 市長部局等及び消防部局の困難な業務を分掌する主幹<u>並びに主任</u>の職務</p> <p>(6) 市長部局等及び消防部局の主査<u>並びに技能士</u>の職務</p>
4 級	<p>(1) 市長の事務部局の係長、<u>身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、老人福祉指導主事及び主任保育士並びにこれに相当する職</u>の職務</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 教育委員会の事務部局及び教育機関の係長<u>並びに指導主事</u>の職務</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 市長部局等及び消防部局の主幹<u>並びに主任</u>の職務</p> <p>(6) 市長部局等及び消防部局の副主査<u>並びに技能士補</u>の職務</p>
3 級	<p>市長部局等及び消防部局の副主幹<u>並びに副主任並びにこれに相当する職</u>の職務</p>
2 級	<p>(1) 市長部局等の高度な知識又は経験を必要とする業務を行う職務</p> <p>(2) 消防部局の消防吏員の職にあつて消防業務を行う職務及び消防吏員以外の職にあつて高度な知識又は経験を必要とする業務を</p>

	行う職務
1 級	市長部局等及び消防部局の定型的な業務を行う職務

改正後		
別表第 3（第 5 条関係）（学歴免許等資格区分表）		
学歴免許等の区分		学歴免許等の資格
基準学歴区分	学歴区分	
1 から 3 まで（略）		
4 中学卒	中学卒	ア 学校教育法による中学校、 <u>義務教育学校若しくは特別支援学校の中等部の卒業又は中等教育学校の前期課程の修了</u> イ（略）
備考（略）		

改正前		
別表第 3（第 5 条関係）（学歴免許等資格区分表）		
学歴免許等の区分		学歴免許等の資格
基準学歴区分	学歴区分	
1 から 3 まで（略）		
4 中学卒	中学卒	ア 学校教育法による中学校 <u>又は特別支援学校の中等部の卒業又は中等教育学校の前期課程の修了</u> イ（略）
備考（略）		

改正後
別表第 5（第 7 条関係）（修業年数調整表）
（略）
備考

(1)から(3)まで (略)

(4) 学校教育法による大学院博士課程のうち医学若しくは歯学に関する課程又は薬学若しくは獣医学に関する課程（修業年限4年のものに限る。）を修了した者に対するこの表の適用については、学歴区分欄の「博士課程修了」の区分に対応する修学年数欄の年数に1を加えた年数及び調整年数にそれぞれ1を加えた年数とする。

(5) (略)

改正前

別表第5（第7条関係）（修業年数調整表）

(略)

備考

(1)から(3)まで (略)

(4) 学校教育法による大学院博士課程のうち医学又は歯学に関する課程を修了した者に対するこの表の適用については、学歴区分欄の「博士課程修了」の区分に対応する修学年数欄の年数及び調整年数とする。

(5) (略)

第2条 四日市市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（平成18年四日市市規則第92号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 1 及び 2 (略) (初任給に関する経過措置)	附 則 1 及び 2 (略) (初任給に関する経過措置)
3 <u>この規則の施行の日から平成28年6月30日までの間</u> に新たに職員となり、その者の号給の決定について第11条から第14条までの規定の適用を受けることとなるもののうち、新たに職員となった日（以下「採用日」とい	3 <u>平成19年1月1日以後</u> に新たに職員となり、その者の号給の決定について第11条から第14条までの規定の適用を受けることとなるもののうち、新たに職員となった日（以下「採用日」という。）から、これらの規定に

う。)から、これらの規定による号給(以下、この項において「特定号給」という。)の号数から第11条第1項の規定による号給(第13条の規定により初任給基準表の初任給欄に定める号給とすることができるように定められている号給を除く。)の号数を減じた数を別表第9に定める昇給号給数表のC欄の上段に掲げる号給数で除して得た数の年数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数。以下、この項において「調整年数」という。)を遡った日が平成22年1月1日前となるものの採用日における号給は、第11条から第14条までの規定にかかわらず、採用日から調整年数を遡った日(平成22年1月1日以後に新たに職員となったもので採用日から調整年数を遡った日が同日の属する年の11月1日(管理職手当の支給を受ける職員で市長が定めるものにあつては、同年の10月1日)以後である場合にあつては、同年の翌年の1月1日)の翌日から採用日までの間における第25条に規定する昇給日(平成19年1月1日から平成22年1月1日まで(平成23年4月1日以後に新たに職員となり、同日において43歳に満たない者にあつては、平成19年1月1日から平成21年1月1日まで)の間におけるものに限る。)の数に相当する号数を特定号給の号数から減じて得た号数

による号給(以下、この項において「特定号給」という。)の号数から第11条第1項の規定による号給(第13条の規定により初任給基準表の初任給欄に定める号給とすることができるように定められている号給を除く。)の号数を減じた数を別表第9に定める昇給号給数表のC欄の上段に掲げる号給数で除して得た数の年数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数。以下、この項において「調整年数」という。)を遡った日が平成22年1月1日前となるものの採用日における号給は、第11条から第14条までの規定にかかわらず、採用日から調整年数を遡った日(平成22年1月1日以後に新たに職員となったもので採用日から調整年数を遡った日が同日の属する年の11月1日(管理職手当の支給を受ける職員で市長が定めるものにあつては、同年の10月1日)以後である場合にあつては、同年の翌年の1月1日)の翌日から採用日までの間における第25条に規定する昇給日(平成19年1月1日から平成22年1月1日まで(平成23年4月1日以後に新たに職員となり、同日において43歳に満たない者にあつては、平成19年1月1日から平成21年1月1日まで)の間におけるものに限る。)の数に相当する号数を特定号給の号数から減じて得た号数の号給とする。

の号給とする。 4 から 6 まで (略)	4 から 6 まで (略)
--------------------------	---------------

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(初任給に関する経過措置)

2 平成 28 年 7 月 1 日以後に新たに職員となり、その者の号給の決定について第 1 1 条から第 1 4 条までの規定の適用を受けることとなるもののうち、新たに職員となった日 (以下、この項において「採用日」という。) から、これらの規定による号給 (以下、この項において「特定号給」という。) の号数から第 1 1 条第 1 項の規定による号給 (第 1 3 条の規定により初任給基準表の初任給欄に定める号給とすることができる号給を除く。) の号数を減じた数を別表第 9 に定める昇給号給数表の C 欄の上段に掲げる号給数で除して得た数の年数 (1 未満の端数があるときは、これを切り捨てた数。以下、この項において「調整年数」という。) を遡った日が平成 28 年 7 月 1 日前となるものの採用日における号給は、第 1 1 条から第 1 4 条までの規定にかかわらず、採用日から調整年数を遡った日 (平成 28 年 7 月 1 日以後に新たに職員となったもので採用日から調整年数を遡った日が同日の属する年の 5 月 1 日 (管理職手当の支給を受ける職員で市長が定めるものにあつては、同年の 4 月 1 日) 以後である場合にあつては、同年の 7 月 1 日) の翌日から採用日までの間における第 2 5 条に規定する昇給日 (平成 28 年 7 月 1 日に限る。) の数に相当する号数に 2 を乗じた号数 (条例第 6 条第 5 項の適用を受ける職員においては相当する号数) を特定号給の号数から減じて得た号数の号給とする。

(平成 28 年 7 月 1 日の昇給の号給数に関する特例)

3 平成 28 年 7 月 1 日における第 2 9 条第 5 項の規定の適用については、第 2 9 条第 5 項中「定める号給数」とあるのは、「定める号給数に相当する数から 2 (条例第 6 条第 5 項の適用を受ける職員は 1) を減じて得た数に相当する号給数 (当該号給数が負となるときは、0) 」とする。

(総務部人事課)